



浅瀬石川漁業協同組合内共第16号 第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、浅瀬石川漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第16号第五種共同漁業権にかかる漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、いわな、やまめ、にじます、こい、ふな、うぐい及びかじかをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

- 第2条 この漁場の区域内において手釣、竿釣又は持綱による遊漁をしようとする者は、口頭で組合に申請してその承認を受けなければならない。
- 2 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第12条に規定する場合を除き第1項の承認をするものとする。
 - 3 第1項の承認を受けた者は、直ちに第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 この漁場の区域内において手釣、竿釣又は持綱以外の漁具・漁法によって遊漁してはならない。ただし、持綱は、こい、ふな、うぐい及びかじかに限る。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄の期間内でなければならぬ。

魚種	期間
あゆ	7月1日から10月31日まで
やまめ、いわな、にじます	4月1日から9月30日まで
こい	1月1日から5月31日まで
ふな	8月1日から12月31日まで
うぐい	4月1日から12月31日まで
かじか	5月1日から12月31日まで

九字削除
十八字加
付

(禁止区域)

第5条 次の表に示す区域内においては、漁業を営んではならない。

区 域
葛川堰堤上流端100mから堰堤下流端200mまでの間
温湯頭首工上流端100mから頭首工下流端200mまでの間
第1頭首工上流端100mから頭首工下流端200mまでの間
第2頭首工上流端100mから頭首工下流端200mまでの間
田山堰頭首工上流端50mから頭首工下流端100mまでの間
浅瀬石川ダム堰堤上流端300mから堰堤下流端200mまでの間
二庄内ダム堤体上流端600mから堤体下流端530mまでの間
青荷頭首工上流端60mから頭首工下流端50mまでの間

(全長制限)

第6条 次の表の左欄の魚種は、それぞれ右欄の全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
かじか	5 cm
あゆ、こい、ふな、うぐい	10 cm
やまめ、いわな、にじます	15 cm

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは同号に掲げる額の2分の1に相当する額とし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは100円を加算した額とする。

魚 種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ、いわな、やまめ、 にじます	手釣、竿釣	1日 400円
こい、ふな、うぐい、 かじか	手釣、竿釣、持綱	1年 3,000円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、手釣、竿釣又は持綱による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(遊漁料の納付場所)

黒石市大字石名坂字石法師38番地4	浅瀬石川漁業協同組合事務所
弘前市城東五丁目13-6	徳丹藤釣具店
黒石市大川原字范森下9-1	高橋商店
黒石市温湯字長漕7-4	西十和田ドライブイン
黒石市平井市沖浦字山神1-5	ツガルサイヨウ (株)リカレサコ 虹の湖屋台村
黒石市南中野字才の神20-1	スマイルキッチン丹羽商店
平川市葛川字大川添27-5	津軽みらい農業協同組合



(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは別記様式第1号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

(県内共通遊漁の承認等に関する事項)

第9条 この漁場区域において、青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁をしようとする者は、第2条及び第7条の規定にかかわらず、次の表の1年当たりの遊漁料を納付しなければならない。

遊漁承認証別	魚種	漁具・漁法	遊漁料（1年）
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます（葦沼のみ）、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	15,000円
溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます（葦沼のみ）、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	8,000円

- 2 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、次の場所において行なうものとする。
青森県内水面漁業協同組合連合会（十和田市元町東四丁目1番15号）
- 3 第2項の遊漁承認証の様式は、別記様式第2号のとおりとする。
- 4 遊漁に際しては、当該承認証を所持しなければならない。
- 5 第1項の規定にかかわらず前項の規定に違反した者については、第7条第1項に規定する遊漁料を徴収する。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は遊漁に際しては、川底を搅はんしてはならない。
- 5 ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は、再放流してはならない。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、この規則の遵守に関しては必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、別記様式第3号による漁場監視員証の携帯又は漁場監視員であることを表示する帽子を着用するものとする。

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、



以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。



別記様式第1号

遊漁承認証

表

No.		
遊漁承認証		
下記のとおり遊漁を承認します。		
記		
遊漁者	(住所)	
	(氏名)	(年令)
		才
承認期間		
魚種		
漁具・漁法		
遊漁区域		
遊漁料		
発行者		
浅瀬石川漁業協同組合 印		

裏

注意事項
<ol style="list-style-type: none">1 遊漁規則を遵守すること。2 この遊漁承認証は他人に貸与してはならない。3 遊漁する場合には本証を必ず携帯すること。4 漁場監視員の要求があったときはこれを提示しなければならないと共にその指示に従うこと。5 遊漁者は遊漁者としてのマナーを忘れないこと。6 特に禁止区域に入らないこと。7 ブラックバス及びブルーギルを採捕した場合は再放流してはならない。



別記様式第2号

県内共通遊漁承認証

<表>

(全魚種券)

西暦 (平成年)	交付年月日 平成 年 月 日	No. _____
県内共通遊漁承認証		
氏名		年令 歳
住所		
全魚種 <ul style="list-style-type: none"> ●有効期間 平成 年 1月1日～12月31日 ●魚種 全魚種 ●遊漁料 15,000円 		
青森県内水面漁業協同組合連合会 〒034-0003 青森県十和田市元町東四丁目1-15 印 TEL 0176-58-5088/FAX0176-24-2568		

(渓流魚券)

西暦 (平成年)	交付年月日 平成 年 月 日	No. _____
県内共通遊漁承認証		
氏名		年令 歳
住所		
渓流魚 <ul style="list-style-type: none"> ●有効期間 平成 年 1月1日～12月31日 ●魚種 渓流魚 ●遊漁料 8,000円 		
青森県内水面漁業協同組合連合会 〒034-0003 青森県十和田市元町東四丁目1-15 印 TEL 0176-58-5088/FAX0176-24-2568		

<裏> (全魚種券・渓流魚券共通)

県内共通遊漁承認証の種類

	全魚種券	渓流魚券
対象魚種	アユ、ヤマメ、イワナ、ニジマス、 ヒメマス(萬沼のみ)、ウグイ、コイ、 ブナ、ウナギ	左記魚種からアユだけが除く
遊漁料	15,000円	8,000円
券種と 遊漁期間	1月1日から12月31日までの年券のみ(魚種ごとの遊漁規則は青森県 内水面漁業規制規則のきまりによる)	
遊漁区域	青森県内の河川湖沼(十和田湖、大草子川(深浦川)、馬鹿川上流三戸魚 協管内及び引川(平川)内水面漁業規制内を除く。また、県内水面漁業規制 規則や各流域の遊漁規則で定められた遊漁禁止区域が除く。)	
漁具・漁法	手釣、竿釣	

- ・共通遊漁承認証は、漁船主機帆り大会等の特別なイベントには適用できません。
- ・共通遊漁承認証は、記名された本人以外は使用できません。また、他人に貸与、譲渡する
ことはできません。
- ・その他、詳しいことは『遊漁手帳』をお読み下さい。



別記様式第3号

漁場監視員証

表

No.	
漁場監視員証	
下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。	
(氏名)	(年令)
(住所)	
有効期間	
発行者	
浅瀬石川漁業協同組合 印	

裏

注意事項
1 遊漁規則を遵守するよう指示すること。
2 特に禁止区域における遊漁を監視すること。
3 本証又は漁場監視員であること表示する帽子を着用すること。
4 違反者に対する措置を公平に措置すること。